



金 沢 市 公 報

号外第19号の2

平成29年(2017年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●規 則

○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
○金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(市営住宅課)	1

ページ

●告 示

○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について	(市営住宅課)	2
--	---------	---

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第47号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

- 前項の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」と、同項第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

様式第2号中「又は非常勤職員の1歳6か月」を「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳」に改め、同様式(注)①中「書類」の次に「(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)」を、「こと」の次に「(写しでも可)」を加え、同(注)②中「非常勤職員の」を削り、「職員の育児休業等に関する条例」の次に「(以下「条例」という。))」を加え、「いう」を「いい」、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(④において同じ。))」に改め、同(注)④中「又は1歳6か月」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳」に改め、「(職員の育児休業等に関する条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削り、同(注)⑤中「記入する」の次に「こと」を加える。

様式第4号(注)①中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

様式第5号(注)①中「書類」の次に「(医師又は助産師が発行する出生(出産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)」を、「こと」の次に「(写しでも可)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第48号

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市営住宅条例施行規則（平成9年規則第74号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第15条第3項」の次に「若しくは第5項」を加える。

第14条中「第15条第4項前段（）」の次に「条例第15条第6項又は」を、「第15条第3項」の次に「若しくは第5項」を加える。

様式第9号第1葉中「第15条第3項」の次に「(第5項)」を加え、「第30条」を「第30条第1項・第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第371号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

平成29年12月19日

金沢市長 山 野 之 義

本則中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

平成29年(2017年)12月19日 印刷

平成29年(2017年)12月19日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄